

なる。これらが、何人分かの供膳用土器として使われていた一つの構成単位であったとするならば、一器種一機能として全部で6器種が考えられる。このうち高坏は4～5人の共用器であろうと考えられるから、銘々器5器種・共用器1器種となる。さて、高坏を4～5人の共用器として使っていたとすると、高坏：3個×4（～5）人＝12（～15人）となり、他の器種の13～17個体という数値に近いものとなる。つまり、銘々器5器種、共用器1器種で12～17人程度の人間が使用した一つの構成単位を示す食器群であったろうと、復元されるのである。このことは、各器種の占有率が、高坏5%で他の器種が19%前後という、きわめて整然とした割合を占めていることからも裏付けられると考えている。

12～17人という人数の復元については、問題も残るとは思うが、器種数については、恐らくほぼ実態を示す妥当な数字であろうと考えている。これは、西弘海氏の復元による天平宝字年間の資料としての、「片椀」「片坏」「塩坏」「片盤」の基本4器種に、「筈」「水椀」「鏡形土器」を加える、といった構成と、そう大きな隔りを見せるものではない（西1979）。つまり、大北遺跡——特に018号住居跡出土の畿内産土師器を使用して食事をした人々は、都での供膳形態をそのまま持ち込んでいたことになる。では、それを用いた人達は、どのような人達であったか——ということが次の問題として浮び上がって来る。これについては、関根真隆氏の復元によれば、やはり先の復元と同様天平宝字年間の資料に依るが、上級官人のものとは比べてもないとして、下級官人（写経所経師以下雜使以上）については、各人に大筈1合、碗1口、坏1口、佐良1口、塩坏1口という組み合わせで、食膳具が支給されたようである。この場合大筈は木製品であるから、ここで比較の対象とし得るのは「碗」「坏」「佐良」「塩坏」の銘々器4器種ということになる。本遺跡の場合は銘々器5器種・共用器1器種であるから、（全て支給品であるという前提に立てば）、経師などよりはかなり上級の官人に支給されたもの、ということになるが、では、一体どの程度の官位の人間か、ということまでは、復元できないようである。又、復元できても、宮内ではなく、遙か僻遠の地において検出されたものに、文献史料からの復元をどの程度正確にあてはめることができるかは、疑問とせざるを得ないであろう。

（4）東国における畿内産土師器の分布

東国における畿内産土師器の分布は、石田広美（石田1983）、石戸啓夫（石戸1984）、西山克己（西山1984）の三氏によって、既にその概要が述べられている。本稿では、その後新たに検出された例を補遺し、その分布を第4表として示した。11～13は整理中であるため、器種の記載に留めた。尚、先述のように、畿内産・系の弁別の問題があるが、ここでは、明らかな在地産以外は全て畿内産として統一して記載した。畿内系の存在は充分考慮すべきではあるが、それは今後胎土分析のデータをとり揃えた上で云々されるべき性質の問題であると考える。集計の結果、南関東——特に千葉県内に多くが集中することがわかったが、これは古代の実態を示す数

第4表 東国における畿内産土師器出土遺跡一覧表

市町村名	遺跡名	飛鳥I	II	III	IV	飛鳥V 平城I	II	III	W~	杯			皿			蓋			高杯			文獻、他		
										A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
(千葉県)																								
1 我孫子市	日秀西			○									○											
2 安房郡千倉町	薬師前				○-?								○											
3 千葉市	矢作貝塚				△								○											
4 成田市	Loc 14(中台)				○								○											
5 印旛郡栄町	大畠I			○									○											
6 千葉市	No 5(大北)			○									○	○	○				○	○	○			
7 印旛郡栄町	西屋敷				○								○											
8 印旛郡印西町	向台					○							○	○	○				○	○	○			
9 市川市	市営総合運動場内						○						○											
10 印旛郡印西町	木下別所廃寺							○																
11 成田市	圃護台No 7、8、9												○		○									
12 成田市	大袋山王第2号地区												○	○	○				○					
13 東金市	久我台																		○					

市町村名	遺跡名	飛鳥Ⅰ	II	III	IV	飛鳥V 平城I	II	III	W~	杯			III			高杯			蓋			文獻他			
										A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
(東京都)																									
14 北区	御殿前		○										○								○			○	西山 1984
15 世田谷区	等々力溪谷2号横穴			△									△												世田谷区『世田谷区史料第8集考古編』1975
16 世田谷区	瀬田貝塚				?								△	—	—	?								世田谷区教育委員会『世田谷区遺跡調査報告3』1982	
(神奈川県)																									
17 横浜市緑区	長者原		○										○												大川・水野「長者原遺跡の調査」『日本歴史』406 1982
18 藤沢市	大源太				○								○												青山学院大学『藤沢市片瀬・大源太遺跡の発掘調査』1984
19 横須賀市	長井内原					○							○	○											内原遺跡調査団『長井町内原遺跡』1982
(埼玉県)																									
20 川越市	霞ヶ関									○			○	○	○	○								埼玉県『新編埼玉県史資料編3』1984	
(群馬県)																									
21 駿東郡小山町	上横山									○			○												小山町教育委員会『上横山遺跡発掘調査概報』1981
(長野県)																									
22 飯田市	恒川									△+△										○				小林「恒川遺跡群発掘調査概要」『長野県考古学会誌』44 1982	
(富山県)																									
23 仙台市	郡山									○			○							○				仙台市教育委員会『宮城県仙台市都山遺跡II』1983	

(田井作製)

値なのか否かは、今後の他県での資料追跡を行なってからでなければ、わからないであろう。

(5) 共伴する須恵器

器種構成の復元において、壺B IIIとして土師器と同列に論じた、018号住居跡出土の須恵器について考えてみる。これらは、その法量から、壺B IIIとして、平城宮跡出土の同法量のものに対応させた。確かに数値的には合致するものであるが、果たして、そのような規格要求のもとに造られたものなのであろうか。宮内で使用するものとしての規格要求に応えたものであるとするならば、この須恵器の産地がどこであるかということは、重要な問題となって来る。つまり、これらの須恵器は、畿内産土師器と同様、畿内周辺で生産されたものを一緒に搬入している場合と、在地産のものが補充された場合と、途中で補充された場合との三通りの解釈を付すことができるわけであり、もしも、在地産であった場合、東国の中での須恵器生産の細部にまでも、中央政権による強力で画一的な統制が加わっていたことになる。

大北遺跡018号住居跡出土須恵器については、先の畿内産土師器同様、沢田氏に螢光X線分析を依頼しており、その結果は第150図に示したとおりである(同図Dは奈良教育大学教授三辻利一氏の分析による)。はじめ、これらの須恵器は在地産であろうという認識のもとに分析を依頼したのだが、その分析結果を見ると、同図のBとDを比較すればわかるとおり、県内諸窯跡出土資料の分析値とは一致せずに、逆にCに見られる畿内産の緑釉陶器のそれに近い数値を示してしまったのである。以上のことから、伴出須恵器は、明らかに在地産ではなく、搬入されたものであることが実証された。しかしその産地は、未だ確実なものとはし得ずにいる。

ここで、西氏によって宮内出土の須恵器に対しては、土師器同様に径高指数に沿った法量規制があった、とされていることについてであるが、この問題は、金子真人、城ヶ谷和広の両氏によって、再検討がなされている(金子1982、城ヶ谷1984)。金子氏は西氏による分析を土台にして、陶邑、老洞、北武藏を中心とした東国諸窯の製品にまでこの論を敷衍して分析を展開しておられる。一方城ヶ谷氏は平城宮、猿投、老洞の製品を洗い直して、それらに共通する基本的現象として、

- ①：無台壺身は基本的に径高指数に沿って器種分化する。
- ②：有台壺身は基本的に器高に沿って器種分化する。
- ③：無台壺身の生産の中心は径約12cmである。
- ④：有台壺身の生産の中心は径約15cmである。
- ⑤各時期において、法量が大きく変更されることはない。

といった、注目すべき分析結果を提示しておられる。上記の④は、まさに本稿が問題としている須恵器壺B IIIにあてはまるものである。更には、城ヶ谷氏によれば、この法量15cmというのは、同一法量の製品しか見出せない地方窯においても、広く見られることである、とされてい